

令和3年度

障がいのある人を対象とした
 神奈川県非常勤職員採用選考のお知らせ

～ かながわチャレンジオフィス職員の募集<チャレンジ雇用> ～

民間企業等への就職を目指す障がいのある人を対象に、就労経験の機会を提供するため、「かながわチャレンジオフィス」で雇用する非常勤職員(会計年度任用職員)の採用選考を実施します。

応募期間	令和3年10月27日(水)～11月12日(金)
第1次選考日	令和3年11月24日(水)～11月25日(木)

1 採用予定者数、業務内容

採用予定者数	障がいのある人 2名程度
業務内容	各所属の依頼を受けて、文書集荷・発送、紙資料の電子化、パソコン入力(アンケート、統計資料、手書き資料等のデータ化)、不要紙のシュレッダー処理、各種イベント補助(受付等)、印刷・封入等の軽作業などを行います。

この募集のお知らせで募集するかながわチャレンジオフィス職員は、**チャレンジ雇用**です。
 チャレンジ雇用とは、民間企業等への就職を目指す障がいのある人を、各 省 庁・各自治体
 で会計年度任用職員として雇用し、就労経験を踏まえ、雇用された方がハローワークなどを通じ
 て民間企業等への就職を目指す制度です(「7 勤務条件等」の「雇用期間」に記載のとおり、
 雇用期間及び更新される回数に制約があります)。

2 応募資格

つぎ ようけん
次の要件をすべて満たす人

つぎ がいとう ひと ちゅう ちゅう
(1) 次のいずれかに該当する人（注 1、注 2）

- しんたいしょうがいしやてちよう こうふ う ひと
身体障害者手帳の交付を受けている人
- しんたいしょうがいしやふくしほうだい じょう きてい とどうふけん ち じ さいだ い し していい ろうどう
身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）、労働
あんぜんえいせいほうだい じょう きてい さんぎょういまた じんじいんきそく しよくいん ほけんおよ あんぜんほ じ だい じょうだい こう
安全衛生法第13条に規定する産業医又は人事院規則10-4（職員 の保健及び安全保持）第9条第1項
きてい けんこうかんりい た じゅん もの さくせい しょうがいしや こうよう そくしんとう かん ほうりつべつびよう
に規定する健康管理医その他これに準ずる者が作成した、障害者の雇用の促進等に関する法律別表
かか しんたいしょうがい ゆう むね しんだんしよまた いけんしよ しんぞう ぞう こきゅうき も ちよくちよう
に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、
しょうちよう めんえきふぜん めんえきまた かんぞう きのう しょうがい していい さくせい
小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医が作成した
しんだんしよ いけんしよ かぎ
診断書又は意見書に限る。）の交付を受けている人
- とどうふけん ち じ せいいいしていと ししちようまた ちゅうかくししちよう はっこう りょういくてちよう こうふ う ひと ちゅう
都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人（注 3）
- ちてきしょうがいしやこうせいそうだんじよ じどうそうだんじよ せいしんほけんふくし しょうがいしやしよくぎょう せいしんほけんしていい
知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医
ちてきしょうがい はんてい ひと
により知的障害があると判定された人
- せいしんしょうがいしやほけんふくしてちよう こうふ う ひと
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

ちほうこうむいんほうだい じょう がいとう ひと ちゅう へいせい ねんかいせいまえ みんぼう きてい じゅんきんちさんせんこく
(2) 地方公務員法第16条に該当しない人（注 4）及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告
う
を受けていない人（心身耗弱を原因とするものを除く。）

ちゅう こうふしんせいちゅう ばあい もうしこみかのう れいわ ねん がつ にち こうふ ひつよう
(注 1) 交付申請中の場合も申込可能ですが、令和4年3月31日までに交付されている必要があります。
す。

ちゅう だい じ せんこうとうじつ てちようとう かくにん ごさいよう あいだ てちようとう ていじ もと
(注 2) 第2次選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めら
ることがあります。採用までの間に応募資格がないことが判明した場合には採用できません。

ちゅう てちよう めいしよう こうふ ちほうこうきょうだんたい どりくじ めいしよう ふ ばあい
(注 3) 手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合
があります。御自身の手帳の種類が不明な場合は、交付元の地方公共団体の窓口で確認してくださ
い。

ちゅう ちほうこうむいんほうだい じょう がいとう ひと
(注 4) 地方公務員法第16条に該当する人

- きんこいじよう けい しょ しつこう お また しつこう う ひと
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- かながわけんしよくいん ちようかいめんしよく しょぶん う、とうがいしょぶん ひ ねん けいか ひと
神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- にほんこくけんぼうしこう ひ い ご にほんこくけんぼうまた した せいりつ せいふ ぼうりよく ほかい
日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊するこ
とを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 選考内容等

	にっ 程	ない 容	ば 所	ごうかくはつびよう 合格発表
だい 第 1 じ 次 せん 選 こう 考	れい わ ねん がつ にち すい 令和3年11月24日(水) ~11月25日(木)のうち して い にち 指定する1日	めん せつ 面接	か な が わ けん し ょ くいん 神奈川県職員キャリア かい ほ つ し えん 開発支援センター よ こ は ま し さ か え く こ す が や (横浜市 栄区小菅ヶ谷 1-2-1)	だい じ せん こう ごう かく し ゃ は つ び よう 第1次選考合格者発表 れい わ ねん が つ じ ょ う じ ゅ ん 令和3年12月上旬
だい 第 2 じ 次 せん 選 こう 考	れい わ ねん がつ にち げつ 令和3年12月13日(月) ~12月15日(水)のうち して い にち 指定する1日	じ つ ぎ じ む ぼ じ ょ し ご と 実技(事務補助の仕事) ひ つ よう き そ て き に必要となる基礎的 な作業、データ入力 さ ぎ じ ょ う に ゆ う り ゃ く (等)及び面接 とう お よ め ん せ つ	よ こ は ま し な い 横浜市内 ば し ょ だい じ せん こう ご う かく (場所は第1次選考合格 つ うち き き さい 通知に記載します。)	だい じ せん こう ご う かく し ゃ は つ び よう 第2次選考合格者発表 れい わ ねん が つ げ じ ゅ ん 令和3年12月下旬

- ※ 選考日程等の詳細は、申込者へ別途郵送で通知します。
- ※ 面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員等の同席が可能です。
- ※ 受験上の配慮(車イスの使用、就労支援機関の職員等の同席、別会場での受験等)を必要とする人は、配慮の内容を申込書に記入してください。

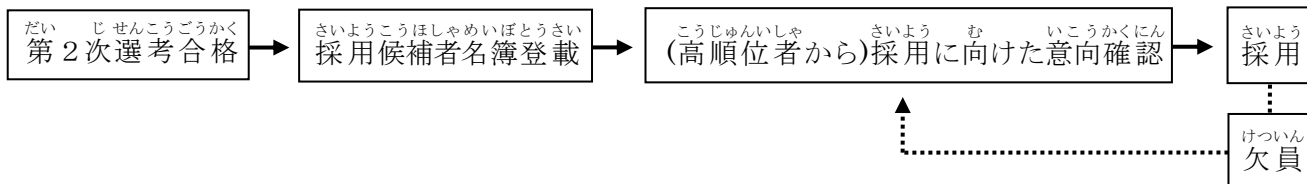
4 合格者の発表及び選考結果の開示

- 第1次選考、第2次選考ともに、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。
- 選考結果(順位)の開示を希望する人は、合否通知と同時に文書で通知しますので、希望の有無を申込書の該当欄に記入してください。
- ※ 開示対象：第1次選考結果については不合格者のみ、第2次選考結果については受験者全員が開示対象となります。

5 合格から採用まで

第2次選考合格者は採用候補者名簿に登載され、順位の高い人から採用されます。欠員が生じた場合には、随時、採用候補者名簿の順位の高い人から採用されます。採用候補者名簿は原則として令和5年3月31日を経過すると失効します。

- ※ 合格しても必ず採用されるとは限りません。



6 事前説明会の実施

- 採用予定者を対象に、障がいの特性や必要な配慮の確認、業務内容の説明などを行います。
- ※ 説明会は2月下旬(1日間)を予定しています(日程等は、第2次選考合格通知でお知らせします)。
- ※ 選考及び事前説明会に係る交通費等は自己負担になります。

7 勤務条件等

報酬等	<p>月額 122,459円（税引き前） 期末手当等年2回（令和4年6月・12月）支給</p> <p>※ 採用時の給与の月額については、今後の給与改定等により、上表記載の額から変動する場合があります。</p>
勤務時間	<p>8時30分～17時15分（12時～13時は休憩時間）、週29時間（原則として月曜日から金曜日のうち4日勤務）</p> <p>※ 原則として時間外勤務はありません。</p>
休日	<p>原則として土・日・祝日</p> <p>※ イベント補助等を行うため、土・日・祝日にも勤務する場合があります。</p>
勤務場所	<p>神奈川県庁本庁舎2階等 かながわチャレンジオフィス （神奈川県横浜市中区日本大通1）</p>
通勤手当等	<p>通勤手当支給（県の規定による）、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に原則加入、条例による災害補償適用</p>
雇用期間	<p>令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで</p> <p>※ 選考（面接）を経て、2回を限度に、改めて雇用される場合があります。</p> <p>※ 原則として最初の1か月は条件付採用期間となります。</p>
その他	<p>採用後は地方公務員法が適用されます。</p>

※ 民間企業等への就職に向けた必要な支援を受けるため、「障害者就業・生活支援センター」又は「障害者地域就労援助センター」に登録いただくことを推奨します（登録の有無は選考の可否には一切影響しません）。

8 応募方法等

応募方法	<p>次頁応募先へ応募書類を郵送又は直接持参してください。</p> <p>封筒に「かながわチャレンジオフィス採用選考応募」と赤字で記入してください。</p>
応募期間	<p>令和3年10月27日（水）～11月12日（金）</p> <p>（郵送）11月12日（金）必着</p> <p>（直接持参の受付時間）8時30分～17時15分（毎週土・日・祝日を除く）</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送で提出してください。</p>
応募書類	<p>① 障がいのある人を対象とした神奈川県非常勤職員（かながわチャレンジオフィス職員）採用選考申込書</p> <p>② 履歴書（市販のもの又はパソコン等で作成したもの）</p> <p>③ 次のうち該当するもの一つ</p>

	<p>身体障害者手帳の写し、指定医等の診断書又は意見書の写し、療育手帳の写し、 判定書の写し（児童相談所等で知的障害があると判定された人）又は精神 障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>※ 本人の手帳と確認できる部分（顔写真（ある場合）、氏名、生年月日が記載さ れたページ）及び手帳の種類が確認できる部分の写しを提出</p> <p>※ 手帳を申請中の人は、申請内容が確認できる書類の写しを提出</p>
<p>応募先</p>	<p>〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ （神奈川県庁本庁舎4階）</p>

応募者へ、令和3年11月17日（水）以降、選考日程等について、郵送で通知します。令和3年11月19日（金）を過ぎても届かない場合は、下記問合せ先へご連絡ください。

【第1次選考会場】
 神奈川県職員キャリア開発支援センター
 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1（JR京浜東北・根岸線「本郷台駅」徒歩5分）

※ 原則として自動車による来場はできません。車イス使用のため必要がある人は、応募前に下記問合せ先へご連絡ください。

問合せ先
 神奈川県総務局組織人材部人事課人材育成グループ
 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
 電話 (045) 210-1111 (内線 2167)
 FAX (045) 210-8803